第２回（令和８年度第１回）子どもの権利に関する条例制定審議会　議事概要

日　時	令和８年５月２２日（金）　１６時３０分～１８時１０分
場　所	本庁舎１８階研修室
出席者	（審議会委員） 定野会長、井上委員、衣笠委員、島田委員、中西委員、西岡委員、神足委員、中野委員、池畑委員、岡橋委員、宮森委員、小山委員、浦川委員、森岡委員（以上１４名） ※欠席委員　峯本委員、森田委員、松下委員、山口委員 （事務局） 子どもすこやか部：岩本　こどもみらい室：大川　こどもまんなか政策課：藤原、中村、石山 企画財政部企画室企画課：稲岡、岩本、太田
会議次第	１．開 会 ２．案 件 （１）子どもの意見聴取について （２）その他 ３．その他 ４．閉会
議事内容	**１．　開 会** ○事務局 委員の半数以上である１４名の委員の出席があったため、会議は成立 **２．案 件** **（１）子どもの意見聴取について** ○事務局 資料を基に説明 ○委員からの主な意見 **■意見聴取の本質について** ・どれだけの人に手伝ってもらえるかというところに全てが詰まっている。関係した者は興味が湧き、興味が湧いた者は知るからである。子ども

	たちにアンケートを取るときというのは、どうやって上手くまとめるかよりもどれだけたくさんの子どもたちの話を聴いてあげたか、ということのほうが絶対大事だと思う。聴いたというプロセスが大事であり、いい意見が出たかどうかではない。また、聴かれたけれども、うまく答えられなかった、ということでもいい。聴かれたということで、自分たちのことを分かろうとしてくれているんだな、ということは、小学校低学年でもわかる。 ・子どもが育つうえで一番大事なのは愛情だと思っている。その愛情も子どもが自然に感じることが当たり前であるが、困ったときに誰（どんな人）に相談しているのか。相談できている人とそうでない人の割合も調べる必要があると思う。また、人口動態の話でいうと、年齢別の転出入の理由を分析し、子どもが安心して育っていくことができるために必要なことについて子どもを主体的に考えていくことが必要。親は、子どもに幸せになってほしいと願うが、その幸せは、家庭によって当たり前が異なる。どんな家庭でも子どもが幸せだと感じられる社会になるように、イメージやねらいを明確にしたうえで内容を作成する必要がある。 ・意見表明権といわれると、自己の見解をまとめる能力のある子どもの意見が対象になると考えられ、乳幼児に意見を聴くのは無理だろうと思い込まされがちである。 　しかし、権利条約では「opinion」ではなく「views」が使われている。景色ということなので、表情や身振りなども含めて聴くことであり、意見を聴く対象は０歳からである。また、意見表明権では「heard」という文言も使われており、子どもには聴いてもらう権利があるということである。このようなことを知ってもらうことが大事である。 **■意見聴取の対象について** ・資料７のインタビュー先にあるように、障害のある子ども、不登校の子ども、就学前の子どもたちを視野に入れ、網羅していただきたい。

	・未就学児の子どもについて、意見を言えないから意見を持っていないのではないかと、大人が無意識的に意見を聴く対象から外してはいけないと思う。意見は言えないが、態度から伝わってくることがある。また、保護者や保育士など周囲の大人が代弁して意見を表明する際に、誘導的であるならば、それは子どもの意見にはならない。保護者の思いと子どもの思いは異なる場合もある。何気ないつぶやきでも意見である。また、言葉だけではなく態度も言動もある。 ・支援のいる子どもの声を聴くことはとても難しい。アンケートを書けない子、なかなか声を上げられない子、でもこっそりおしゃべりはする、という子どももいる。誰にも言えないこともこの人になら言えるという大人が保護者以外にいる子どももいるため、支援の先生や、普段から身近に子どもと接している関係性のある大人の声を吸い取るということも必要。 **■意見聴取の方法について** ・例えば、就学前の子どもが関係性のない市職員に対して意見を言うことは難しいため、普段から関わりのある大人である保育者を通して行うなどの工夫が必要。子どもの権利条約における意見が「opinion」ではなく「views」であることからも、子どもたちと同じ風景を見ながら子どもの声を聴くということで、子どもにとって、より年齢の近い委員が話を聴くことができれば、委員自身も条例づくりに、よりコミットしていく状況が生まれ、理想的である。 ・「同じ目線で」という点では、児童生徒自身が動くことが可能であれば望ましい。教師への依頼が必要ではあるが、中高の生徒会、小学校の児童会などを活用する方法もある。 ・現在もあるかどうかはわからないが、自身が小学生の頃は、兄弟学級という制度があり、案内などを下の学年に伝えに行っていた。なぜアンケートをしているのか、大人はどう動きたいのかを上の学年の子どもが理解し

	た上で子ども自身が下の学年の子どもに伝えにいく、という流れができる可能性がある。子どもに任せてみるという方法もある。 ・教師からの呼びかけではなく、生徒会や児童会からの方が子どもは聞きやすいと思う。また、保護者にお願いするというのも一つかと思う。また、地域の子ども会や育成会などに協力を依頼するのもよい。 ・生徒会や児童会の活動でいうと、生徒会交流会という活動があり、全中学校の生徒会に加え、日新高校の生徒会や小学校の児童会も参加して実施している活動がある。昨年度は本庁舎の議場でサミットを開いた。この活動が何らかの形で関わっていくことも可能。 ・委員から聴くというのは上下関係を感じさせてしまい話してもらいにくいと思うので、フラットな平等な立場で、ヒアリングというよりは、おしゃべりするような感覚で聴く方がよい。 ・障害福祉の分野でいうと、制度が発達していく中で、この子の権利をどう守るかという視点というよりは、福祉の制度を使ってどう守るか、制度をどう使いこなすのか、という手段の方に重心が寄っている現状がある。福祉だけではないと思うが、子どもに関わっている大人が子どもの権利について知らないため、まずは、大人が知ることが重要。そうすると子どもにも間接的に知ってもらえるし、例えば、アンケートを通して障害のある子どもたちに触れることになると、障害がないとされている子どもたちも興味や関心が出てくるかもしれない。大人を巻き込むことは大人のできることであり、その巻き込んだ大人が子どもの近くにいる人であれば子どもを巻き込んでいける。ダイレクトに子どもに意見をもらうのではなく、例えば、校長先生が先生に言って先生が子どもに言ってというような流れを福祉の分野でもできればよいと思っている。広く意見聴取を行っていることを広めてもらえたらと思う。 **■アンケートについて**

	・数があまり多いと集中力が持たないため、資料にある項目数程度が適当である。 ・「幸せですか」、「困ったらどこにどうしますか」といった漠然とした内容では、回答に詰まると思うので、導いてあげるような工夫が必要であるし、回答に詰まる設問があると次に進まないため、簡単なものの連続の方がよい。 ・言葉の数や設問数は多くないと思うが、最後に、伝えたい思いや自ら考えていることを自由に記載できる欄があれば、そこに書かれた意見から、大人が想定していなかった新たな発見があるかもしれない。 ・自身がアンケートに回答していた学生時代を思い返すと、何のためにやっているのか疑問になりながら回答していた。アンケートの趣旨や、自分たちの意見をしっかり聴いてくれていると子どもが実感できるような、心を動かすことのできるものを作れたらよい。 ・人権って何？といっても答えられる子どもは少ないため、アンケートの内容は、できる限り簡単でわかりやすく、やさしい言葉で書く方がよい。また、字だけではなく子どもにわかりやすいようなイラストを入れるなどの工夫が必要。 ・学校現場では、子どもたちの声を聴き、それを参考にして教育活動を振り返る取組がルーティン化しており、多様なアンケートを多くの機会でとることになっている。子どもたちもアンケートについては慣れているため、わかりやすいアンケートであれば答えてもらいやすい。 ・設問は、抽象的な内容ではなく子どもが簡潔に回答しやすいように具体的な方がよい。例えば「どんなことを大切にしたいですか」ではなく、「学校や家やまちは過ごしやすいですか」と聞いた上で、理由として「どういったところが過ごしやすいか、過ごしにくいか」を聞く方がよい。

・自身がアンケートに回答していた学生時代を思い返すと、自分は真面目に取り組んでいたが、周囲の子を見ると、やはりアンケートが多すぎることもあり、面倒になり、考えずに同じ選択肢で回答して終わっていたりする状況であった。心を動かすアンケートは理想だが、これまでそういうものが中々なかったため、アンケートは難しいと思う。ヒアリングの方が子どもの意見が分かるかと思う。

■事前理解について

・意見聴取の趣旨として、条例とは何かという導入について、高校生は理解が早いと思うが、年齢が低くなればなるほど丁寧に趣旨を説明の上、協力していただくという下準備が重要である。例えば、アンケート項目の前の記載内容や表現に工夫が必要。

・まず、「権利」を知る方法として、自身もイベントで活用している“子どもの権利すごろく”は良いと思う。大人も子どもも毎回新しい発見がある。

・学校でアンケートの指示をすることとなる教員自身が正しい理解を持った上で、その場面を設定しなければいけない。子どもたちもアンケートに答えることが今後の自分たちの幸せに繋がるという理解があれば、真剣に回答すると思う。そのためには、まずは大人自身が取組を理解することが大切。

・権利条約を知らない。自分たちにこういう権利があるんだということを子ども自身が知らないため、まずは知ってもらうことが必要。教師や保護者といった大人にも知ってもらうことが必要。そのツールとして自分も取り組んだことがある“子どもの権利すごろく”は効果的。こういう権利があるんだ。それなら守られていないのかもしれないという気づきに繋がる。会話だけではなく、知る機会を作ることが大切。

■環境について

・学校現場でアンケートを実施するとなると、その環境ではきちんと答えない子どもがいたり、自分の本当の思いを聞かれたくないという子どももいるかもしれない。意見を聴く環境はとても大切だと思う。アンケートに答えられる立場にあるだけですごく幸せであるが、一方で学校に通っていない子もいる中で、多様な子どもの声を取り入れることの難しさを感じている。

・子どもにはタブレット端末が配付されているため、学校に登校していなくても自宅で端末を使用して回答することは可能。

■伝えること、伝え方について

・市が発行している資料は、大人向けのものが多いと感じる。例えば、小学生向け、中学生向け、高校生向けなど、子どもの成長段階に応じて伝わりやすい資料を作成し、市はあなたたちのことを考えてこのような取組をしているのだということを伝えたうえでアンケートを実施し、自分たちがこのアンケートでしっかり意見を言えば通るかもしれないと子どもに思ってもらえることが信頼に繋がると思う。また、意見聴取後の中間報告も必要。

・市の取組を広く知ってもらうことが必要。子どもも大人も皆が協力して子どもが生きやすい、住みやすいまちをめざしているということを子どもも大人も知ることで、子ども自身が希望を持ち、また、愛をもらっていると感じるきっかけのひとつにもなる。

・市政だよりを活用して、子どもファーストの取組や、権利条例制定のための意見聴取を行っており、今はこの段階まできています、などの広報をしてもよい。

	・ウェブサイトよりもインスタが効果的だと思う。子どもたちがどのようなＳＮＳを使用しているかを調査した上で活用するとよい。 ・「権利」の伝え方について、“子どもの権利すごろく”にはひらがなで「けんり」と書いてある。権利は権利として大人になっても持っていて欲しいので、ひらがなで「けんり」を使うのがよいのでは。 ・権利があることを知っているかと問う際には、具体的に、例えば４つの原則でもよいので、〇〇の権利という言葉を出す方がイメージしやすい。権利だけではイメージしにくい。 ・子どもの権利についてよく思っていない人からすると、「権限」や「利益」といった漢字から、子どもが王様のように、我儘にしたい放題するというイメージを持たれる、というところからすると、ひらがなの「けんり」はそのイメージを払拭することになると思う。ただ、子どもアドボカシー学会の堀正嗣会長によると、我儘とは「我がのまま」「自分のまま」「ありのまま」であり、子どもは我儘であってよいのだということである。我儘も時代が変わり次のステージとして捉え方が変わっているようだ。 ・権利の「権」は人権の「権」であり、大事な言葉なので、その語感はそのまま使いたい。大学生には、権利と義務は表裏一体であることをまず伝える。権利には義務が付随しており片方だけでもないと。ただ、小さなうちは、あれをしなさい、これをしなさいという義務感の中で育つような、権利があっても、受け身的であり、与えられる中で生きていく環境が大きいような気がする。そうではなく主体的であるというのが、この条例を制定する意義になると思う。権利という言葉を大事にしながらであるが、成長過程の中で、権利と権利がぶつかることがあるということが社会性であり、そこでどう権利を調整していくかということもある。ただ、まずは一人ひとりが「我が」の「まま」、自分が何をどう表明したいのか、何を伝

	えたいのかについて主体性を持つということがこの条例でしっかり押さえるところであると感じている。 ・「権利」という表現が硬いというのはわかるので、居心地がよいかという聞き方であってもよいと思う。日本社会においては、こんなことを言えば我儘だ、校則は守らなければいけないため、文句を言ってはいけないなど、批判的な意見を言いにくい風潮があるため、例えば、学校は居心地がよいか、悪ければ、なぜ悪いのか、それを言える人はいるのかと段階を追って聞いていくとよい。 **■成果の可視化について** ・例えば、子どもの遊び場が欲しいという意見から公園整備に繋がるなど、生徒会や児童会などの子どもの集まりで子どもが出した言葉、意見が政策に反映されることがあればよい。 **■その他** ・条例に検証の仕組みを位置付けるかどうかについての検討が必要である。 ・守られていない権利があるからこそ条例を制定する必要性があると思うが、ネガティブな部分だけではなく、ふれあい祭りで出たような肯定的な意見も含めて全体的な子どものニーズが大切だと感じた。 ・子どもの権利というと子どもが対象であるが、周りの大人自身が自分を幸せだと感じていなければ、子どもにそれを感じさせてあげられないのではないかと思う。子どもだけの問題ではなく、子どもも大人も同じ問題である。 **２．案 件** **（２）その他**　なし

	３．その他 ○事務局 ・次回の開催予定は８月２３日。次々回の予定は１０月１２日。今後、調整する。 ・子どもの意見聴取の一環として開催する「ひがしおおさか地方創生ラウンドテーブル」について、委員の傍聴参加が可能であり、参加の呼びかけ。 **４．閉会** ○事務局